

目次

第1章 障がい者虐待の実態と 障害者虐待防止法成立の経緯

1	障がい者虐待の実態	1
	(1) 家庭における虐待	1
	(2) 施設における虐待	4
	(3) 職場における虐待	6
	(4) 学校における虐待	8
	(5) 医療機関での虐待	10
	コラム 1 刑事事件と障がい者虐待	12
2	障害者虐待防止法の必要性	13
	(1) 日本国憲法と障害者基本法	13
	(2) 障がい者に対する虐待	14
	(3) 障がい者に対する虐待の実態	14
	(4) 他の虐待防止法の先行実施	15
	(5) 障がいのある人の権利に関する条約の採択	16
3	障害者虐待防止法成立の経緯	17
	(1) 障害者虐待防止法制定の経緯	17
	(2) 児童虐待防止法や高齢者虐待防止法との関係	18
	(3) 施行後3年での見直し規定（附則2条）——積み残した課題	21

第2章 障害者虐待防止法の解説

1 障害者虐待防止法の構成	23
2 障害者虐待防止法の基本的な特徴	25
3 第1章 総則	27
(1) 第1条(目的)	27
(2) 第2条(定義)	28
(A) 第2条第1項〔「障害者」〕	28
(B) 第2条第2項〔「障害者虐待」〕	30
コラム2 水戸アカス事件	31
(3) 第3条(障害者に対する虐待の禁止)	33
(4) 第4条(国及び地方公共団体の責務等)	33
(A) 概説	34
(B) 行政の不作为責任	34
コラム3 滋賀サン・グループ事件	35
(5) 第5条(国民の責務)	37
(6) 第6条(障害者虐待の早期発見等)	37
(A) 国および地方公共団体	38
(B) 障がい者の福祉に職務上関係のある者	38
(C) 障がい者虐待の防止のための啓発活動、障がい者の保護・自立支援のための施策への協力	40
4 第2章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等	41
(1) 第2条第3項〔「養護者」の定義〕	41
(2) 第2条第6項〔「養護者による障害者虐待」〕	42
(A) 養護者による虐待防止の背景にある根本的理念	42
(B) 複数の虐待類型に該当する場合	43
(C) 身体的虐待の定義	44

(D) 身体拘束	45
(E) 性的虐待	48
(F) 心理的虐待	50
(G) ネグレクト(介護等の世話の放棄)	51
コラム4 認知症の母親による放置(ネグレクト)	53
(H) 経済的虐待	54
(4) 第7条(養護者による障害者虐待に係る通報等)	56
(A) 家庭内での虐待の早期発見のための通報義務	56
(B) 刑法の秘密漏示罪等の免責	58
(5) 第8条〔通報者の保護〕	60
(6) 第9条(通報等を受けた場合の措置)	60
(A) 第9条第1項〔通報等を受けたときの対応〕	60
(B) 事実確認・安全確認(緊急性の判断)は市町村の責任	61
(C) 安全確認——緊急性の判断	63
(D) 初動期における事実確認と安全確認の調査項目	63
(E) 個別ケース会議における虐待対応計画の策定	64
(F) 第9条第2項〔「やむを得ない事由による措置」〕	65
(G) 身体障がい者・知的障がい者以外の者の一時的保護	67
(H) 第9条第3項〔成年後見の利用に向けた市町村長による審判請求〕	67
(7) 第10条(居室の確保)	70
(8) 第11条(立入調査)	71
(A) 立入調査の要件	72
(B) 立入調査の強制力の範囲	73
(C) 立入調査までの手順	73
(D) 立入調査等は犯罪捜査のためのものではないこと	74
(9) 第12条(警察署長に対する援助要請等)	75
(10) 第13条(面会の制限)	76
(A) 面会制限の趣旨	76
(B) 面会制限の手続	77
(11) 第14条(養護者の支援)	79

5 第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等	83
(1) 第2条第4項〔「障害者福祉施設従事者等」の定義〕	83
(A) 障害者福祉施設	83
(B) 障害福祉サービス事業等	84
(C) 障害者福祉施設従事者等	84
(2) 障害者福祉施設等での障がい者虐待	90
(A) 第2条第7項〔「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の定義〕	90
(B) 施設内虐待を考える視点	91
(C) 施設内での虐待の態様	92
(D) 身体的虐待の定義	92
(E) 性的虐待	97
(F) 心理的虐待	98
(G) ネグレクト	100
(H) 経済的虐待	102
コラム5 横浜グループホーム事件	103
(3) 第15条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）	104
(A) 施設内で虐待が発生する要因	104
(B) 施設自体の講じるべき措置	106
(4) 第16条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）	108
(A) 施設内虐待の通報義務の明示	108
(B) 通報者保護の必要性	108
(5) 第17条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）	112
(6) 第18条（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）	114
(7) 第19条（通報等を受けた場合の措置）	115
(A) 権限行使の前提となる任意の事実調査	115
(B) 都道府県・市町村が行すべき権限	117

(C) 権限の実効性を確保するために	117
(8) 第20条（公表）	124
6 第4章 使用者による虐待	126
(1) 使用者による障がい者虐待への対応が設けられた背景	126
(2) 第2条第5項〔「使用者の定義」〕	127
(3) 第2条第8項〔使用者による虐待〕	128
(A) 身体的虐待	129
(B) 性的虐待	130
(C) 心理的虐待	131
(D) ネグレクト（世話の放棄）	132
(E) 経済的虐待	132
コラム6 三丁目食堂事件	134
(4) 第21条（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）	136
(5) 第22条（使用者による障害者虐待に係る通報等）	138
(6) 第23条（使用者による障害者虐待に係る通報等）	139
(7) 第24条〔都道府県労働局への報告〕	141
(8) 第25条〔通報者の保護〕	143
(9) 第26条（報告を受けた場合の措置）	144
(A) 都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所による権限の行使	144
(B) 都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の位置づけ	147
(C) 虐待防止における労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の役割	148
(10) 第27条（船員に関する特例）	151
(11) 第28条（公表）	152
7 第5章 就学する障害者に対する虐待の防止等	153
(1) 第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）	153
(A) 虐待防止のための必要な措置	153
(B) 学校が虐待防止のためになすべき具体的内容	155
コラム7 浦安事件	157
(2) 第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）	158
(A) 実施の主体	159

(B) 実施の内容	159
(C) 実施義務の性質	159
(3) 第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）	160
(A) 法31条が規定された経緯	160
(B) 障がい者虐待を防止するための必要な措置	161
(C) 虐待対応について精神科病院について考慮すべき事項	164
8 第6章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県 障害者権利擁護センター	167
(1) 第32条（市町村障害者虐待防止センター）	167
(A) 障害者虐待防止センターの設置	167
(B) 障害者虐待防止センターの責務	168
(2) 第33条（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）	170
(3) 第34条（市町村等における専門的に従事する職員の確保）	171
(4) 第35条（市町村における連携協力体制の整備）	172
(5) 第36条（都道府県障害者権利擁護センター）	173
(A) 障害者権利擁護センターの設置	174
(B) 都道府県障害者権利擁護センターの業務内容	174
(6) 第37条（都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託）	178
(7) 第38条（都道府県等における専門的に従事する職員の確保）	179
(8) 第39条（都道府県における連携協力体制の整備）	180
9 第7章 雑則	181
(1) 第40条（周知）	181
(2) 第41条（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）	182
(3) 第42条（調査研究）	183
(4) 第43条（財産上の不当取引による被害の防止等）	184
(A) 障がい者を対象とする不当な取引被害	184
(B) 被害の防止に向けた市町村の役割	185
(C) 成年後見の利用における注意点	187
(5) 第44条（成年後見制度の利用促進）	187
(A) 成年後見制度の周知	187
(B) 成年後見制度利用支援事業による支援の充実	188

10 第8章 罰則	189
------------------	-----

第3章 実践Q&A

1 障害者虐待防止法の実践的解釈や実務の指針	191
Q1 関係機関の連携と個人情報の取扱い	191
Q2 成年後見人等は「養護者」に当たるか	192
Q3 「養護者」に当たるかどうか不明な場合	193
Q4 「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」とは	194
Q5 同居の親族が立入調査を拒否する場合の対応	196
Q6 「やむを得ない事由による措置」をしたところ、障がい者本人が入所 を拒絶する意思を示している場合	197
Q7 「やむを得ない事由による措置」をした場合の養護者への対応	198
Q8 市町村は「やむを得ない事由による措置」をとるための場所として 障害福祉施設以外の施設を活用する必要があるか	200
Q9 指導と虐待	201
Q10 通報者の保護①——通報者から通報のみで事実確認を行わないでほ しいと言われた場合の対応	203
Q11 通報者の保護②——通報した職員を施設が処分した場合の自治体の 対応	204
Q12 通報者の保護③——虐待が認められなかった場合、施設に通報者を 教えてよいか	205
Q13 警察への情報提供①——通報者の情報を警察に提供してよいか	206
Q14 警察への情報提供②——虐待に関する資料を警察に提供してよいか	206
Q15 施設への事実調査①——「責任者が不在で対応できない」と言われ た場合	207
Q16 施設への事実調査②——虐待を行ったと思われる職員が退職してい る場合にもその職員に調査をするのか	208
Q17 施設への事実調査③——虐待をした職員をそのまま勤務させている 施設への対応	208
Q18 施設への事実調査④——警察が虐待を行った職員を逮捕した場合の	

自治体の対応	209
Q19 施設への事実調査⑤——虐待が認められなかった場合の施設への対応	210
2 障害者虐待防止法の適用に悩む具体例	211
Q1 扶養義務の履行と経済的虐待とは紙一重	211
Q2 本人の意思を無視した保佐人の職務	212
Q3 親族や養護者ではない人からの財産侵害への対処法	215
Q4 住み込み労働に潜む使用者による経済的虐待	216
Q5 作業奉仕活動と障害者虐待防止法	217
Q6 配偶者による暴力と障害者虐待防止法	219
Q7 身体拘束の例外のとらえ方	220
Q8 必要な拘束も身体拘束になるのか	222
Q9 異性による介助と障害者虐待防止法	223
Q10 サービス利用者間の異性問題	224
Q11 障害者福祉施設以外における行動制限	226

第4章 虐待対応の流れと留意点

1 養護者による虐待への対応の流れ	228
(1) 虐待の早期発見	229
(A) 障がい者虐待発見チェックリスト	229
(B) 福祉・医療関係従事者の場合の対応	231
(2) 通報・届出の受理	232
(A) 通報・届出の窓口の設置	232
(B) 通報・届出をしやすくするような環境の整備	232
(C) 事例における対応	232
(3) コアメンバーによる事実確認と緊急性（生命・身体の重大な危険性）の有無の判断（法9条1項）	233
(A) 手続の流れ	233
(B) 留意点	233
(C) 事実確認の主体	234

(D) 緊急性の判断	234
(E) 事例における対応	235
(4) 事実確認・緊急性判断が困難な場合における立入り調査権の行使（法11条・12条）	235
(5) 虐待の認定と個別ケース会議の開催による虐待対応計画の策定と実施（法9条）	236
(A) 虐待の認定と個別ケース会議の開催	236
(B) 虐待対応計画の策定	237
(C) 事例における対応	238
(6) モニタリングと虐待対応計画の見直し	239
(A) モニタリングのための評価会議の開催	239
(B) 事例における対応	240
(7) 虐待対応の終結	240
コラム8 養護者による虐待事案からの一時保護	242
2 障害者福祉施設従事者等による虐待への対応の流れ	243
(1) 通報等の受付と留意点	243
(A) 受付	243
(B) 留意点	244
(C) 本事例における聴き取り	246
(2) 市町村による事実調査	246
(A) 事実調査の手続	246
(B) 留意点	249
(C) 本事例においてK市が行うべき事実調査	250
(3) 事実調査	251
(A) 事実調査の手順	251
(B) 本事例における対応	252
(4) 事実調査後の対応——虐待対応ケース会議の開催	253
(A) ケース会議による検討	253
(B) 虐待対応ケース会議の開催	253
(C) 虐待の認定	254
(D) 緊急性の判断	254
(E) 虐待対応計画の検討	255

(F) 調査結果と指導内容の通知、改善計画書提出	256
(G) 通報者などへの報告	256
(H) 本事例において明らかになった事業所の課題と指導内容	256
(5) 改善計画	257
(6) 都道府県への報告と都道府県の対応	257
(7) 政令市や中核市における事実確認と対応	258
(8) モニタリングから終結まで	259
コラム 9 高井田苑事件	262
3 使用者による虐待への対応の流れ	263
(1) なすべきこと——通報すべきか否か	264
(2) 具体的な通報先	264
(3) 市町村による対応	265
(A) 通知の前提としての調査義務	265
(B) 都道府県への通知	266
(C) 生活上の支援	266
(4) 都道府県による対応	267
(5) 都道府県労働局による対応	268
(A) 対応のスキーム	269
(B) 厚生労働省マニュアル	271
(C) 本事例でなされるべき支援等	272
4 性的虐待への対応にあたっての留意点	274
(1) 加害者の特性	274
(2) 虐待通報への対応	275
(A) 被害者の様子を見極める	275
(B) 虐待に関する相談や通報をきちんと受け止める	275
(C) 虐待の事実の証拠を集める	276
(3) 被害者からの聴き取りと留意点	276
(4) 犯罪となる場合には告訴すべき	277
(A) 「虐待」と「犯罪」は極めて近い関係にある	277
(B) 親告罪である	277
(5) その後の対応	278

(A) 被害者の精神的ケア	278
(B) 施設や使用者の安全配慮義務違反	278
資料① 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	282
資料② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令	293
資料③ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	294
資料④ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について（警察庁通達）	297
資料⑤ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（文部科学省通知）	301
資料⑥ 障害者（児）施設における虐待の防止について（厚生労働省通知）	303
資料⑦ 障害者（児）施設等の利用者の権利擁護について（厚生労働省通知）	309
資料⑧ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（身体拘束に関する部分の抜粋）	312
資料⑨ 地域生活支援事業の実施について	313
資料⑩ 成年後見制度の概要	316
資料⑪ 障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口一覧（都道府県分）	326
・執筆者一覧	330